

第 5373 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年12月18日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税の損金算入時期

Q：消費税の損金算入時期や益金算入時期はどのようになるのですか？

A：税込処理か税抜処理かで取り扱いが違います。

【解説】

消費税の損金算入時期及び益金算入時期は、課税事業者の経理経理方法によって違います。

①税抜経理処理

消費税を税抜経理処理している場合における納付すべき消費税の額又は還付される消費税の額は、借受消費税の額と仮払消費税の額との差額で計算されます。したがって、法人税の所得金額には関係しませんので、課税売上割合が95%未満になる場合を除き、損金算入時期又は益金算入時期が問題になることはありません。

②税込経理処理

税込経理処理をしている場合は、納付すべき消費税の額又は還付される消費税の額は損金の額又は益金の額に算入することになります。消費税のような申告納税方式による租税は、確定申告書や修正申告書等に記載した税額については申告書等を提出した日の属する事業年度の損金の額に算入し、更正により還付される金額については、更正があった日の属する事業年度の益金に算入することとなっています。ただし、納付すべき消費税又は還付を受ける消費税を未払金又は未収入金として経理しているときは、その処理をした事業年度の損金又は益金に算入することができます。

